

# 教育実習の改善充実について

(教養審教育実習に関する専門委員会報告要旨)

昭和 53 年 9 月

## まえがき

現行制度の改正を伴う教育実習の改善方策については、今後の教育実習の実態と動向、教員の養成、免許等の制度との関連において引き続き慎重な検討を必要とする。しかしながら、一般大学における教育実習は、現在多くの困難な問題に直面しているため、これを克服して資質の優れた教員の養成を図るため、現行制度の下で実施可能な改善策を提案することとした。

## 1 一般大学における教育実習の改善策

教育実習の意義、目的を再認識のうえ、一般大学における教育実習の実態をみると、次のような点について改善を図る必要がある。

### (1) 管理運営の改善

教育実習を大学の教育課程の中に正しく位置づけ、大学の責任において実施すること。そのため全学的な体制の整備を図るとともに、周到な実施計画を設定し、教育実習の指導に必要な教員組織の充実を図ること。

### (2) 実習校との協力関係の改善と特別協力校等の確保

教育実習校の安定的な確保を図るため、大学と実習校との間に教育・研究上の交流等継続的な相互協力関係を確立し、このような関係にある公・私立学校及び一般大学の附属学校を特別の協力校として活用する努力をすること。また、出身校実習について連絡、指導等の改善充実を図ること。

### (3) 教育実習履修の要件の改善等

実習生の質的水準の維持向上のため、適切な教育実習履修の要件を定めるとともに、大学が責任を持って指導できる学生数等を考慮して実習生を決めること。また、卒業後における教育実習の履修を可能にするため、聴講生課程の整備を図ること。

### (4) 実習指導の強化充実等

教育実習を円滑に実施し、かつ効果をあげるため、合同オリエンテーションの実施など十分な事前指導を実施するとともに、実習内容の重点化、実習方法の効率化、実習時期・期間の工夫改善、実習中・実習後の指導の徹底、評価の改善、教育実習の内容・方法等に関する大学と実習校との共通理解の増進を図るなどの措置を講ずること。

## **(5) 教育実習に関する研究活動の推進**

教育実習を改善充実するため、大学は実習校等の協力を得て教育実習の総合的な研究開発と実験を促進するとともに研究集会の開催等により研究情報の交換の推進を図る必要があること。

## **2 教育実習改善のための関係機関の役割**

### **(1) 協力校の役割と指導体制の整備**

現行の教員養成においては、一般の学校の協力なしに教育実習の実施は不可能であるので、大学は、実習校の意見を十分に教育実習の実施計画等に反映させる努力をなし、教育実習を依頼された学校は、教職の後継者の育成という見地から教員養成の一翼を担っているという認識に基づいて、大学との間に積極的な協力関係を生み出すよう努力することが期待されること。

また、実習校においては、組織的な指導体制を確立するとともに、指導教員の適切な選任、指導改善のための積極的な研究を行うことが望まれること。

### **(2) 教育委員会の役割と協力体制の強化**

大学は、教育委員会に対し積極的に教育実習への協力を要請し、教育委員会は、その重要性にかんがみ、管下の公立学校に対して、これに協力するよう指導することが期待されること。また、受入れ基準、受入れ手続等の整備を図るとともに、実習校の選定、実習生の配当等の調整や助言を行うなど教育実習の円滑な実施のための事務処理に当たることが望まれ、そのための体制を整備することが必要であること。

### **(3) 地域的な連絡協議機関の設置と協力体制の確立**

教育実習の実施にかかわる問題点を地域の事情に即して解決するため、大学は関係者の協力を得て、一定地域内の大学、実習校、教育委員会等により連絡協議機関を設置し、実習校の調整、教育実習の実施基準、実施手続等教育実習の当面する問題について検討するとともに、教育実習の合同オリエンテーションやプロジェクトチームによる共同研究などを企画実施すること。

## **3 教員養成大学・学部で配慮すべき事項**

教員養成大学・学部は、更に積極的に教育実習の改善充実を推進するとともに、教育実習に関する研究の拡充を図り、一般大学の教育実習に対してその研究成果を提供すること。また、一般大学の教育実習に援助と協力をを行い、教員養成の全体の水準の向上に資すること。このため、特に附属学校の活用、教育実習の内容、方法等に関する研究の推進、地域的な連絡協議機関への参加、合同オリエンテーションへの積極的な協力等について配慮すること。

## 教育実習に関するこれまでの審議状況

### 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育職員養成審議会・第1次答申） （平成9年7月 教育職員養成審議会）抜粋

#### 《教育実習本体：必修部分》

- ◎ 中学校の1種及び2種免許状に係る「教育実習」の最低修得単位数を5単位（うち事前・事後指導1単位）に改める。
- その理由としては、①中学校教育を巡っては生徒の発達段階から特に生徒指導等に係る課題が多いにもかかわらず、現行の3単位（うち事前・事後指導1単位）では授業実習を行うのが精一杯で、特別活動や部活動も含め教育活動全体を通じて生徒に関する理解を深めたり、学校運営や教員の職務の実態に触れる時間が十分確保できないこと、②本審議会が都道府県・政令指定都市教育委員会を対象に行った調査によると、中学校については、教育実習期間の延長に賛成する教育委員会が多数に上っており、高等学校等と相当の差異が認められたこと、③関係する校長会も基本的にこのような方向に賛同し、協力の態度を明らかにしていること、④同じ義務教育段階に属する小学校では最低修得単位数が現行制度上5単位とされていること、が挙げられる。
- ◎ □ 現行制度でも、取得しようとする免許に対応する学校以外の学校においても教育実習を行うことができることとされており、そのようなことは、幼児・児童・生徒の発達の状況をより適切に理解する上で望ましいことであるにもかかわらず、実際の運用例は少ない。
- また、教育実習の一部を盲・聾・養護学校や特殊学級において実施することについては、障害のある子どもたちに対する個に応じた指導を観察・体験することで、教職に関する理解と自覚を深めるとともに、教育者としての使命感や実践的指導力の基礎を一層高める観点から、大きな意義があるものとする。
- これらのことにかんがみ、施行規則第6条表備考第7号に規定された制度がより積極的に運用されるよう、条文の表現を工夫する必要がある。
- 附属学校や実習協力校等の活用のほか、教育委員会等や学校と協力しつつ、例えば、1年次の観察的な実習2週間と3・4年次（短期大学においては主として2年次）の本実習2週間とに分けて行うことなど、教育実習の回数、時期、実施先、方法等については、各大学の判断により適宜工夫する必要がある。
- その場合、これらの趣旨を教育委員会等や学校が十分理解することが重要であり、そのための趣旨徹底の努力とともに、実習学生の円滑な受入に係る協力体制の整備を図る必要がある。
- 本審議会が行った調査の結果によれば、教育実習の内容は授業実習に偏している。このような状況を改めるため、大学は、附属学校や実習協力校等との連携を密にし、学級経営、生徒指導、教育相談、進路指導、道徳、特別活動（特に学級活動以外の部分）、部活動等に係る教育実習が質量ともに適切に確保されるよう、十分留意すべきである。

### 《事前・事後指導：必修部分》

- ◎ 教育実習の事前・事後指導における「教育実習に準ずる経験」の対象施設として、現行制度においては、学校以外のものでは専修学校及び社会教育施設が挙げられている（施行規則第6条表備考第8号）が、事前・事後指導をより多様かつ効果的に実施できるようにするため、対象に社会福祉施設及びボランティア団体を追加することが適当である。
- 事前指導をより効果的なものとするため、教育実習の意義・心得、指導案の作成、教材研究や教材の試行的作成などはもとより、ビデオや授業実践記録を活用しての授業研究、附属学校や実習協力校等における実際の授業等の観察やそれらへの参加、模擬授業の実施などについても、大学は適切に考慮すべきである。
  - 事後指導についても、単なる反省会や体験レポートの作成にとどまらず、実習時の授業実践記録に基づき指導案や教材について分析を加えたり、現職教員の参加を得て実習中の具体的な問題点・疑問点についての討論会を行ったりするなど、内容・方法を十分に工夫する必要がある。

### 《多様な実習機会の確保：必修部分を越えるもの》

- 現行制度では免許状取得に必要な単位数（例：小学校では5単位）を越える教育実習は、免許状取得に係る単位数（例：小学校の1種免許状では59単位）に算入されないが、新たな選択履修方式の下では、選択履修に係る教育実習の単位を免許状取得に必要な単位数（「教科又は教職に関する科目」に係る単位数）に算入することも可能になる。

このようなことを踏まえ、各大学は、必修部分を越える教育実習についても、積極的に企画・実施することを検討する必要がある。

その場合、教育委員会等や学校と協力しつつ、例えば、教員採用内定者を主たる対象に4年次（短期大学においては主として2年次）後期に半期科目又は集中科目を開設し学校において更に実践的な教育実習を行うことなどについても、工夫する必要がある。

- 休業土曜日を活用した子どもたちとのふれあいの機会の設定、学校・教育委員会・大学の連携による子どもたちとの合宿・交流事業の実施、教育委員会の協力により教員を志願する者が毎週学校の授業等の補助を行う試みなど、近年、教職課程において様々な取組みが工夫されている。

各大学においては、このような多様な取組みを積極的に進めるとともに、「教科又は教職に関する科目」に属する授業科目として単位認定することも含め、教員養成カリキュラムへの適切な位置付けについて検討する必要がある。

- 必修部分を越える教育実習については、各大学の判断により、上記のような子どもたちを対象としたもの以外にも、福祉体験、ボランティア体験、自然体験など、多様な内容・方法の体験的実習を広く含めることが可能であり、各大学の創意工夫が期待される。

### 《教育実習等における教授内容の整合性の確保》

□ 事前指導・教育実習本体・事後指導それぞれの内容の整合性・連続性、教科指導、生徒指導等に係る諸科目と教育実習との内容の整合性・連続性等を適切に確保する観点から、大学は、上記ア、末尾に掲げた「教員養成カリキュラム委員会」などの仕組みを適切に活用するなどして、教職課程の中でこれら科目間の授業内容等の調整を十分に行う必要がある。

#### 《大学と実習協力校との連携協力体制》

□ 教育実習に係る連携協力の体制について、本審議会が行った調査では、大学側はかなり連携ができておりと自己評価しているものの、都道府県・政令指定都市教育委員会の側は概ね逆の評価であった。

このようなことを踏まえ、大学を中心に、両者の連携関係や指導体制の強化に一層努力する必要がある。

#### 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）抜粋

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

○ 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

- 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、例えば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。
- 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。
- 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。
- 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。
- 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。  
また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校に

において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。

教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。

- 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公立私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（例えば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

## **これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）**

**（平成27年12月21日 中央教育審議会）抜粋**

教員養成系の学部や学科を中心に、教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が定着しつつある。これらの取組は、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで、学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である。また、学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられる。さらに、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益であることが考えられる。

一方、学校インターンシップの実施に当たっては、既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに、その円滑かつ確実な実施に向けて、受入れ校の確保や実施内容の検討

等のための教育委員会や学校と大学との連携体制の構築、大学による学生に対する事前及び事後の指導の適切な実施、学生側と受入れ校側のニーズやメリットを把握するための情報提供の実施など、環境整備について今後十分に検討することが必要である。

これらの点を踏まえ、学校インターンシップについては、各学校種の教職課程の実情等を踏まえ、各教職課程で一律に義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。このため、教育実習の一部に学校インターンシップを充ててもよいこととするとともに、大学独自の科目として設定することも引き続き可能とするなどの方向で制度の具体化を引き続き検討する。この際、学校インターンシップの名称についても法令に規定する上で適切な名称を今後検討していく。

**「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）**  
**（令和4年12月19日 中央教育審議会）抜粋**

GIGA スクール構想など学校現場において様々な取組が進められている状況において、「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、学部段階での養成も含め、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要である。一方、現行の教職課程においては、教育実習が一番の実践の機会になるが、多くの大学においては、教科専門科目や教職専門科目の大半を履修した後、2～4週間の教育実習に臨むのが一般的である。

また、学生の多様化や、民間企業等の採用活動の早期化等の理由により、教育実習について、教職課程の終盤に長期間まとめて履修することが困難になっているとの指摘もある。こうした状況を踏まえ、これまで、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである。

具体的には、短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。

その際、事前・事後指導も含めたカリキュラム設計のみならず、学生自身が学校現場で経験する学びを自分なりに整理・判断できるようにするためのサポート体制等も含め、大学・教育委員会・学校現場が共通理解を基に緊密に連携・協働することが重要である。また、教育実習や学校体験活動、後述の「介護等の体験」等で学生が学校現場に行く機会が多くある

中で、学生に心構えや将来教育に関わる者としての基本的リテラシーを指導するのは、各大学の責務である。

「学校体験活動」は、学習指導員としての学校教育活動の支援や、放課後児童クラブなどにおける放課後や休日の学校・児童生徒等支援等も含まれる。また、近年、教育委員会・学校において、不登校や貧困等、様々な困難を抱える子供たちの支援を行う際に、NPOや民間企業等と連携して取組を進めている例もある。また、高等学校等における「総合的な探究の時間」等での活用も想定される。

教師を志す学生がこうした活動に関わり、学校現場等を経験しながら現職の学校教員と連携したり、多様な子供たちの状況について理解を深めたりすることは大変意義のあることであり、教育委員会と連携のもと、こうした活動を「学校体験活動」として教師を志す学生の学びにより積極的に活用していくことが重要である。

学校体験活動等の体験機会の充実や、教育実習等の実習時期・実施方法の見直しに当たっては、専門分野の学修や留学、ボランティア活動等、学生の多様な活動を両立できるよう留意することが必要であり、とりわけ、留学や海外の日本人学校での教育実習等の国際的な体験については、教師を志す学生に対して、積極的にその機会を提供していくことが重要である。

# 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

令和4年12月19日  
中央教育審議会

第I部 総論

## 経緯

中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項  
「個別最適な学びと協働的な学びによる『令和の日本型学校教育』を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

➤ 令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

## 1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

## 2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は国際的に高く評価される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの多様化（**特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒**など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題の発生**

### これまでの取組

- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

### 他の会議体からの提言・要請

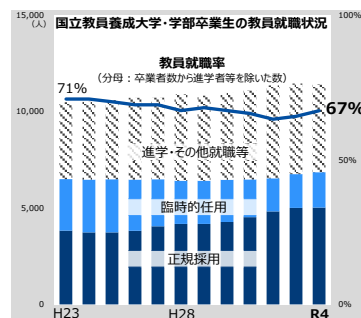
- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

## 3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

### 養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

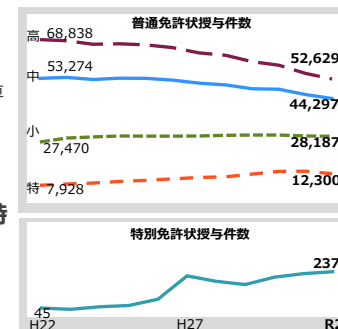
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



### 免許

原則、都道府県教育委員会が授与

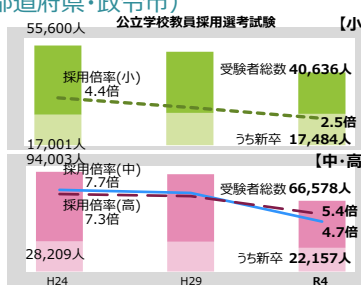
- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中highで減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない。**学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



### 採用

公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

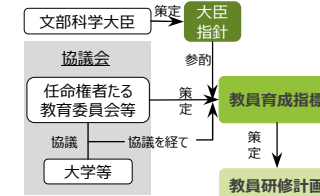
- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校**では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に**若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



### 研修

公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標を策定**し、それに基づく**体系的な教員研修計画を策定**。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会を、任命権者や関係大学等を構成員として組織**



## 4. 今後の改革の方向性

### 「新たな教師の学びの姿」の実現

- 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに**教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現**
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「**理論と実践の往還**」の実現（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）

### 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- **教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上**
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性を確保し、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現**
- 「**学校の働き方改革**」の推進

### 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため**教職課程の柔軟性の向上**
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など**教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫**

## 1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

### 教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①**教職に必要な素養** ②**学習指導** ③**生徒指導** ④**特別な配慮や支援を必要とする子供への対応** ⑤**ICTや情報・教育データの利活用**の5項目に再整理
- 任命権者**において、指針を参酌しながら、**教員育成指標の変更など必要な見直しを実施**
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

### 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し（**履修形式の柔軟化等**）
- 「**学校体験活動**」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「**教員養成フラグシップ大学**」における**先導的・革新的な教職科目の研究・開発等**
- 特別支援教育の充実に資する「**介護等の体験**」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

養成

## 2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

### 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性**（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、**四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定**
- 小学校の専科指導優先実施教科**（外国語、理科、算数、体育）に相当する**中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする**
- 中学校二種免許状等における「**教科に関する専門的事項**」の必要科目の見直し

養成

採用

### 優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化**を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施**

### 多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（**授与基準や手続の周知**、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進**（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援**
- 教員資格認定試験の拡大等**（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

研修

### 校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、**校長に関する独自の育成指標を策定**することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

## 3. 教員免許の在り方

### 教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、**教員免許更新制の発展的解消**を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組み**により、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「**新たな教師の学びの姿**」を実現。
- 教師の資質向上に関する「**大臣指針**」を改正、「**対話と奨励のガイドライン**」を策定

免許

研修

### 義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の**両免併有の促進**
  - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
  - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
  - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
  - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

免許

養成

## 4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

### 教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化**（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化**（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る**理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環**の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し**（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

## 5. 教師を支える環境整備

### 学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「**研修履歴記録システム**」及び「**プラットフォーム**（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の**一体的構築**
- 教育委員会・学校管理職は、**研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要**
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実**

研修

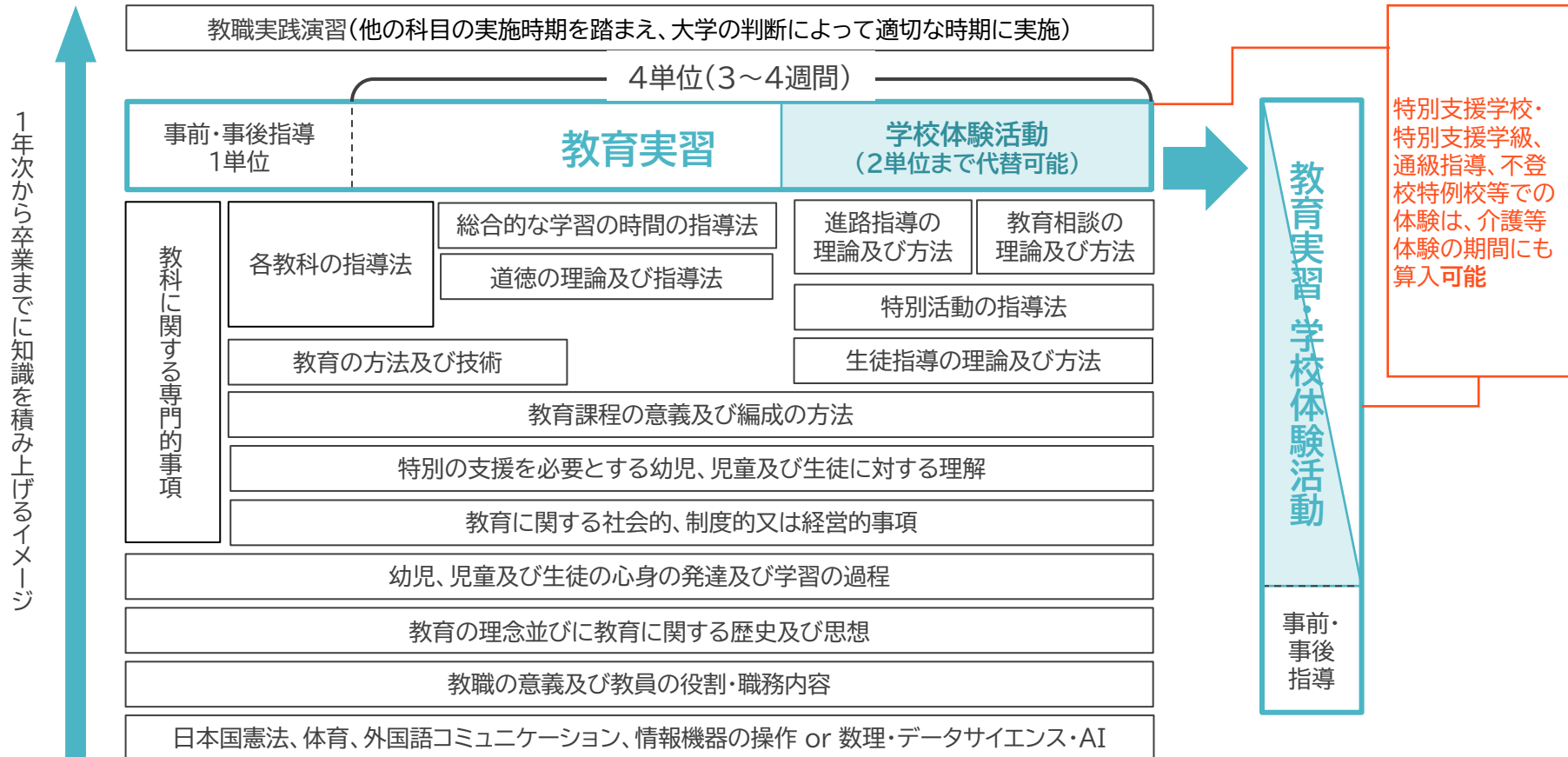
### 多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進**（再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修）
- 働き方改革の一層の推進**（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

# 教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ（小・中学校の例）

中教審答申抜粋(令和4年12月)

短期集中型の従来の履修スタイルに加え、**通年で決まった曜日などに実施する教育実習**や、**早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法**なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。



※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが実施されている。

※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

# 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

## 教職課程認定審査の確認事項2

(6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動 (学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
- ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

### 学校インターンシップの実施イメージ

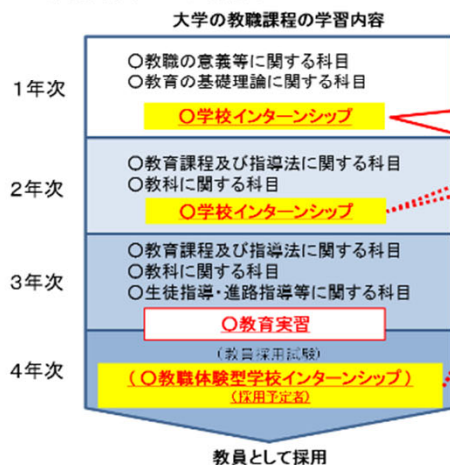
#### 目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

#### メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

#### <具体的なイメージ(例)>



#### 【パターン】

- インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 30週
- (例2) 分割型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)  
: 毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)  
: 毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
- 上記に加えて、30時間の自主的学習が必要
- ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。
- ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

#### 【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手
- 授業補助
- 学校行事や部活動への参加
- 事務作業の補助
- 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

#### 【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践させることが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定(ただし、一日当たりの時間数は少ないことを規定)	4週間程度(高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価書の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)

※平成27年12月21日中央教育審議会答申より抜粋

※ イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価書の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様の評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

# 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について

4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない※1。

令和4年12月の中央教育審議会答申※2を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。**

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～  
(参考URL：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm))

## 教職課程を置く大学等に係る事項

### 1 全般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の**自己点検・評価のプロセスも活用し**、教育実習等の適切な在り方について、**不断の見直しを図っていくことが期待される。**

### 2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため※、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え**、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、**学生に周知する。**

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

### 3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数※を上回るような実習が行われることのないよう**、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

### 4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

## 各教育委員会や学校等に係る事項

### 1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができるを環境の確保に努める。

### 2 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている。**そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。**そのため、**緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないように努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、  
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、  
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

令和5年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」  
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

# 教育効果の改善に資する 教育実習等実施のガイドライン

概要版



令和6年3月



国立大学法人  
大阪教育大学

## このガイドライン【概要版】について

文部科学省「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」における「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」の成果として、「教育効果の改善に資する教育実習等実施ガイドライン」を作成致しました。このリーフレットはガイドラインの概要版です。

教職志望の学生の減少や教員採用試験における採用倍率の低下など、教師の養成・採用の状況が変化しつつある中、教育実習において学生が教職へのモチベーションを高め、採用へとつながっていくよう、大学関係者は教育実習の指導・支援を改善することが求められています。

このガイドライン【概要版】をFDで活用するなどして、教育実習のあり方を見直したり、新たなヒントを得たりして、改善につなげましょう。

# 1 大学における教育実習の指導

## 1 指導教員の役割

- 実習生に対して指導教員を設けていない大学は、実習生に指導教員を必ず設けましょう。
- 指導教員が実習校や実習生との連絡や相談、実習生の授業参観、実習期間中の学習指導案の指導に加えて、実習生の困り事などに対応することにより、きめ細かな実習指導をおこなうことができます。
- 指導教員による教育実習前後や実習期間中の指導や支援などが実習生の教職への自信やモチベーションを高めることにつながるよう、指導教員の役割の改善について検討しましょう。

## 2 事前・事後指導

- 実習前の事前指導では、指導教員と実習生が1対1あるいは少人数で面談や対話をおこなう機会を設け、実習生の状態やニーズを把握しましょう。
- 実習前の事前指導では、実習参加前や実習参加後の異学年の実習生の交流などを取り入れ、実習への見通しを持たせたり、ふりかえりをおこなわせる機会を設けましょう。
- 実習前の事前指導では、実習校種が異なる実習生や免許教科が異なる実習生などとの交流を通して、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた指導、教科横断やキャリア教育などを知ったりすることなどができます。

## 3 省察

- 教育実習の前後で省察をおこなわせたり、教育実習と教職実践演習を省察の活動でつなぐことや、教職実践演習で4年間の学修を省察させるなどして、学生の教職観や教授観などをふりかえる機会を設けましょう。
- 省察の理論や方法について学修する授業科目を設けたり、学校体験活動や教育実習の指導の中で省察の理論や方法について学修させるなどして、理論をベースにし、質の高い省察活動を実現できる工夫をしましょう。
- 学生が教職に向けた自らの探究テーマを設定し、探究のプロセスを通して学修を深めていけるよう、ポートフォリオの積極的な活用を検討しましょう。
- FDの実施などを通して、大学として組織的に学生の省察活動を指導、支援する体制を整えましょう。より多くの教育実習の指導教員が省察活動を指導、支援できるようになるとよいでしょう。

## 2 相談・支援体制



### 1 ハラスメント等への対応

- 教育実習や介護等体験などにおいて、ハラスメント等についての相談窓口や相談体制を整備しましょう。
- ハラスメント等が生じた場合に備えた学生への周知については、単に相談するようというだけでなく、大学に設置している相談窓口や相談方法、相談体制などについても確実に伝えるようにしましょう。
- 「ハラスメント」ということばを用いて周知したり、「ハラスメント」に限定せず広く困り事について相談することを促すよう、学生への伝え方について工夫しましょう。

#### 参考情報

◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(令和5年3月29日付通知)

特に、「1.教職課程を置く大学等に係る事項 (2)性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について」を参考にしましょう。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00073.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html)

[https://www.mext.go.jp/content/20240319\\_mxt\\_kyoikujinzai01\\_000028999\\_1.pdf.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf)

### 2 配慮や支援を要する学生への対応

- 修学支援の体制や組織と教育実習の実施組織との連携や協力関係を整えておき、情報共有しやすくしておくといでしょう。また、教育実習に必要な配慮や支援について話を聞いて欲しい、相談したいという学生のニーズに応じられるように、相談や申請の窓口を設置し、学生に周知することも大切です。
- 実習開始前に実習生の特性や状況について大学と実習校とが調整や協議をおこなう役割分担や体制について検討しましょう。
- 配慮や支援の検討や調整などの流れや手順を定め、関係者で共有しましょう。
- 実習後に配慮や支援についてふりかえりをおこない、改善しましょう。

#### 参考情報

◎障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト(令和4年3月、大阪教育大学)

[https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt\\_kyoikujinzai02-000024647\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt_kyoikujinzai02-000024647_1.pdf)

### 3 実習校への支援

- 大学教員が研究動向について情報提供したり、教員研修をおこなうという直接的な方法によって実習校にメリットを提供することが考えられます。また、副次的な効果として、実習生が省察や研究協議をおこなう場に大学の指導教員が参加することによって、その場に参加する実習校の指導教員にとっても省察や学びの機会になるということがあります。
- 実習生が実習校の校務を補助・支援するといったことや、実習校の生徒に教職という進路選択の姿をアピールしていることがあるようです。

実習校にとって実習を受け入れるメリットにどのようなものがあるかを考え、大学の有する学術的な知見を提供したり、省察や研究協議を通して実習校の教員に学びの場を提供することを検討するとよいでしょう。

# 3 実習活動



1

## ICT 活用

- 小・中学校における教育実習では、特別支援学級や通級指導教室に関わって実習生がどのような実習活動をおこなっているか把握してみましょう。
- 実習における ICT 活用について、その実態や一般的な傾向を把握しておきましょう。自治体や実習校によって用いているタブレット端末やその OS は一様ではないことから、実習生がそれらに対して基本的な対応ができるよう、大学の事前指導の内容を点検しましょう。
- デジタル教科書や電子黒板等を活用した授業づくり、LMS の基本的な活用についても、実習前の事前指導で理解を促すとよいでしょう。

### 参考情報

- ◎(事務連絡) 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について(周知) 令和5年5月25日
- ◎学習者用デジタル教科書について(文部科学省 HP)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm)
- ◎学習者用デジタル教科書実践事例集(同上)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt\\_kyokasyo02-20230911\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kyokasyo02-20230911_03.pdf)



2

## 実習生の負担感

- 実習期間中や実習終了後に、実習生が実習において感じた心理的な負担感を確認するとよいでしょう。メンタルヘルスのチェックや、ヒアリング、アンケート調査など、大学の状況に応じた方法を工夫しましょう。



3

## 退勤時刻の管理

- 多くの大学では、実習期間中の実習生の退勤時刻を記録させていますが、させていない大学は、エビデンスをもって実習の実態を把握するために、記録を取るようにするとよいでしょう。実習校が記録をおこなう場合もありますが、実習生に実習日誌に記入させるなどの方法もあります。
- 実習生の退勤時刻の目安を設定しましょう。たとえば午後5時～6時頃を退勤時刻の目安にすることが考えられます。教育委員会や実習校と協議したり周知をおこなったりし、また実習生にも事前指導で周知をおこなうなどして、関係者間で退勤時刻の目安を共有しましょう。
- 実習期間中や実習後に、実際の退勤時刻が目安に近いかどうかを確認したり、ふりかえりをおこないましょう。
- 実習生の退勤時刻が遅いと、実習校の負担を増やすことにつながりますし、実習生の教職へのモチベーションにも影響しかねません。実習生が適正な退勤時刻で実習をおこなえるよう、大学が実習生の勤務時間を決定し、教育委員会や実習校にその方法での実施を依頼しましょう。

### 参考情報

- ◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(令和5年3月29日付通知)  
特に、「1.教職課程を置く大学等に係る事項 (3)教育実習等の適切な時間の管理等について」を参考にしましょう。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00073.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html)  
[https://www.mext.go.jp/content/20240319\\_mxt\\_kyoikujinzai01\\_000028999\\_1.pdf.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf)

**4**

## 実習記録の作成

- 実習生の負担軽減、配慮を要する実習生への対応、電子版の実習記録は実習校と大学の指導教員の間で共有しやすい、などのメリットから、手書きの実習記録から電子版への移行を検討してみましょう。
- Microsoft Teamsや Google Classroomによる実習記録の管理をおこなったり、ワードやエクセルのアプリケーション・ソフトを利用して実習記録を電子化することについて検討してみましょう。
- 記録作成にかかる時間(15分~20分程度)を想定し、記録の量が適正か見直しましょう。実習生が作成する実習記録や実習指導教員のコメントの簡略化、実習記録への毎日の押印やサインを省略するなど、負担の軽減につながることを検討しましょう。

# 4 学校体験活動

**1**

## 教育実習における学校体験活動

- 学校体験活動を教育実習に「含めることができる科目として」位置付けて、実施することについて検討しましょう。実習生が「一定期間まとめて」実習活動をおこなうことが困難な場合や、実習校の事情等で実習指導が困難な場合に、実習活動に代えて学校体験活動をおこなうことが可能です。
- 大学において教育実習に学校体験活動を位置づける規程等を作り、教育委員会や実習校にそれを周知し、運用するとよいでしょう。
- 教育実習に位置づけて学校体験活動を実施する場合、学校体験活動の目的や目標、また評価方法を設定することが重要です。

**2**

## 学校体験活動の単位化

- 学校体験活動を単位化することについて検討しましょう。学校体験活動に参加することによって、1単位や2単位を取得できるものや、授業科目等の一部に位置づけている事例もあります。





## 5 実習校や教育委員会との連携



1

### 目標と評価の設定

- 教育実習の目標や評価方法を実習校や教育委員会に周知し、共通理解を図りましょう。
- 近隣自治体の教育育成指標と貴学の教育実習の目標を比較するなどして、教育実習の目標を見直す機会を設けましょう。
- 教育実習の目標に対応した観点別の評価基準やルーブリックを設定、運用するなど、評価の方法を見直し、必要に応じて改善しましょう。



2

### 実習活動の周知

- 教育実習の目標と活動内容について、実習生だけでなく教育委員会や実習校にも周知しましょう。
- 教育実習のてびきを作成、配付して周知したり、実習日誌やノートに記載するなどの方法を検討しましょう。



3

### 実習指導の把握

- 実習校ではどのように実習指導をおこなっているか、実習校と情報共有をおこない、実態を把握するようにしましょう。実習校に任せっぱなしにするのではなく、実習の実態が把握できるようになると、実習のあり方の点検や改善につながる考えられます。

## 6 働き方改革を受けての実習の変化

- 学校現場の働き方改革への取り組みの中で実習指導の負担が過多にならないよう、教育実習の時間数の設定が適切か点検しましょう。
- 実習生の退勤時刻を早めたり、作成する学習指導案や実施授業回数を軽減するなど、実習生の実習活動や実習指導教員の負担の軽減を検討しましょう。検討の結果の変更点について、教育委員会や実習校と共有しましょう。
- 実習生の退勤時刻や実施授業回数をはじめ、働き方改革を受けて教育実習にどのような変化が生じているか、調査方法を工夫して把握するようにしましょう。
- 働き方改革を受けて教育実習のあり方の多様化が考えられることから、実習校との個別のやりとりだけでなく、教育委員会がおこなう実習受入の調整やルール化の動向を把握し、対応しましょう。



## 7 中教審答申を受けた教育実習実施の 早期化・分散化等

- 教育実習実施の早期化・分散化を実現するにはカリキュラムや教職課程の変更を伴う可能性が高く、実習受入にかかる学校現場の混乱などが懸念されます。学生の専門性の伸長を大切にしながら教職志望を実現できるように、大学、学生、教育委員会や学校の採用者側にメリットのある実施のあり方について見直しましょう。
- 下図の早期化・分散化モデルを参考にして、学校体験活動や介護等体験の実施や4年間の活動を省察によってつなげる工夫を検討しましょう。学校体験活動を教育実習に位置付ける場合には、活動の目標や評価方法を設定しましょう。
- 省察では、各活動の目標立案や反省といったふりかえりに加えて、めざす教師像に向けた学生の成長を促す探究の活動の導入についても考えるとよいでしょう。

### 学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

1年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	省察 活動
2年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	
3年生	介護等体験(特別支援学級等) 春季・夏季休業中等に実施	
4年生	教育実習・教職実践演習	

## 8 その他

### 1 気象警報等による臨時休業の対応

- 教育実習中、気象警報等の発表により実習校が臨時休業になる可能性に備えて、大学としての方針や対応等について定め、教育委員会や実習校、実習生にあらかじめ周知するとよいでしょう。
- 臨時休業により実習生が在宅勤務になった場合、実習日と認める要件等についても教育委員会や実習校と協議をおこなうなどして定め、実習生に周知しましょう。

### 2 介護等体験

- 特別支援学級等において介護等体験を実施することは教育実習にとっても有意義であることから、介護等体験の実施先を特別支援学級等に広げることについて検討しましょう。
- 特別支援学級等での実習を「介護等体験」の期間に算入することも可能なため、検討しましょう。

#### 介護等体験を必ず行うことが望ましい施設

(令和5年4月1日現在)

- ◆ 特別支援学校
- ◆ 療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校
- ◆ 特別支援学級を設置する学校
- ◆ 小中高の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校
- ◆ 通級による指導を行う学校
- ◆ 小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

文部科学省より受託した「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」に取り組むにあたり、多くの大学の教職員の方々に webアンケート調査、グループインタビュー調査、第三者チェックにご協力をいただきました。

この場をお借りして、厚く感謝申し上げます。

この調査研究を通して改めて、教職課程を持つ多くの大学の規模、実習生数、取得免許種や実習校種などの点から教育実習のあり方はまさに多様であること、それぞれの大学がさまざまな工夫を凝らしていることがわかりました。

本調査ではできませんでしたが、教職課程を持つ大学が取り組みの工夫や改善点などについて情報共有したり、データベースを作って情報を集約、アクセスするなどして不断の改善につなげるしくみが将来的にできれば、教育実習の実施に有用でしょう。

このリーフレットは、「教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン」の概要版ですが、これと合わせて、ガイドラインにもお目通しいただければ幸いです。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>



また、ご意見やご質問などがございましたらお寄せ下さいますようお願い致します。

令和6年3月

事業実施責任者 石川 聡子



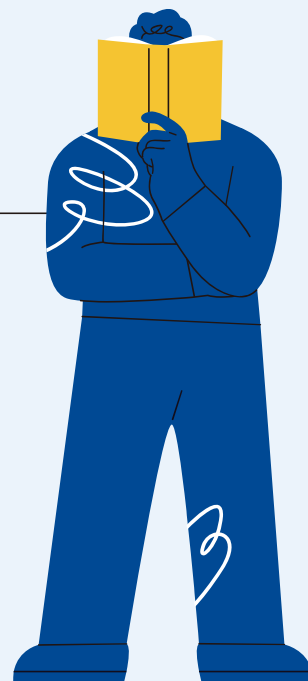
国立大学法人  
大阪教育大学

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1  
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/>  
E-mail : [kyomuka@bur.osaka-kyoiku.ac.jp](mailto:kyomuka@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)

令和5年度 文部科学省受託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」  
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究  
教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン【概要版】

発行日：令和6年3月31日

発行者：国立大学法人 大阪教育大学



令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

【webアンケート調査結果の概要：全体編】(抜粋)

(全体の調査結果)

[https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/faculty/practice/kyoikujissyu/01\\_web\\_zentaihen.pdf](https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/faculty/practice/kyoikujissyu/01_web_zentaihen.pdf)

## 教育実習の実施日数

質問文：

貴学が定めている教育実習の実施日数は何日ですか。免許種ごとに回答してください。

また、「〇日間以上」等の場合は「〇日」の数字部分を回答してください。

<結果の概要>

幼稚園での実習では20および15日、小学校では20および15日、中学校では15および20、21日、高等学校では10および15日、特別支援では10および15日、養護教諭では15および20日、栄養教諭では8日未満および10日の実施日数が多くなっています。

図表【1】(2) 教育実習の実施日数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	栄養教諭
	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)
8日未満	3 ( 1.6 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	59 ( 76.6 )
8日	1 ( 0.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	3 ( 1.2 )	1 ( 1.2 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.3 )
9日	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.5 )	1 ( 1.3 )
10日	24 ( 12.9 )	5 ( 3.5 )	4 ( 1.5 )	163 ( 62.7 )	53 ( 62.4 )	3 ( 4.5 )	12 ( 15.6 )
11日	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
12日	1 ( 0.5 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	0 ( 0.0 )	2 ( 2.4 )	1 ( 1.5 )	0 ( 0.0 )
13日	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
14日	1 ( 0.5 )	1 ( 0.7 )	2 ( 0.8 )	27 ( 10.4 )	2 ( 2.4 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.3 )
15日	38 ( 20.4 )	45 ( 31.9 )	188 ( 72.6 )	49 ( 18.8 )	15 ( 17.6 )	30 ( 44.8 )	1 ( 1.3 )
16日	1 ( 0.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
17日	2 ( 1.1 )	1 ( 0.7 )	1 ( 0.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.5 )	0 ( 0.0 )
18日	3 ( 1.6 )	5 ( 3.5 )	3 ( 1.2 )	1 ( 0.4 )	2 ( 2.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
19日	1 ( 0.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
20日	98 ( 52.7 )	69 ( 48.9 )	26 ( 10.0 )	7 ( 2.7 )	3 ( 3.5 )	25 ( 37.3 )	2 ( 2.6 )
21日	1 ( 0.5 )	2 ( 1.4 )	26 ( 10.0 )	8 ( 3.1 )	2 ( 2.4 )	3 ( 4.5 )	0 ( 0.0 )
22日	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.2 )	1 ( 1.5 )	0 ( 0.0 )
23日	1 ( 0.5 )	1 ( 0.7 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
24日	2 ( 1.1 )	1 ( 0.7 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
25日以上	9 ( 4.8 )	11 ( 7.8 )	7 ( 2.7 )	1 ( 0.4 )	4 ( 4.7 )	2 ( 3.0 )	0 ( 0.0 )
合計	186 ( 100.0 )	141 ( 100.0 )	259 ( 100.0 )	260 ( 100.0 )	85 ( 100.0 )	67 ( 100.0 )	77 ( 100.0 )

## 教育実習の実施時期

質問文：

教育実習の実施時期はいつ頃ですか。当てはまるものすべてを選択してください。

<結果の概要>

短期大学の幼稚園での実習は、3分の1程度が1年生で実習を実施していますが、その他の実習ではほとんどが2年生での実施です。

4年制大学について、幼稚園での実習は1,2年生1割,3年生4割,4年生4割強,小学校での実習は3年生が半数以上,4年生4割で実施しています。それ以外の実習では4年生の4月から12月までの間に7割から8割以上が実施しています。

図表【1】(3)① 教育実習の実施時期 幼稚園

実施時期	回答数と割合 (n=399)		実施時期	回答数と割合 (n=399)	
1年生・4~6月	7	1.8%	3年生・4~6月	30	7.5%
1年生・7~9月	12	3.0%	3年生・7~9月	48	12.0%
1年生・10~12月	20	5.0%	3年生・10~12月	41	10.3%
1年生・1~3月	7	1.8%	3年生・1~3月	14	3.5%
2年生・4~6月	36	9.0%	4年生・4~6月	55	13.8%
2年生・7~9月	26	6.5%	4年生・7~9月	46	11.5%
2年生・10~12月	25	6.3%	4年生・10~12月	28	7.0%
2年生・1~3月	2	0.5%	4年生・1~3月	2	0.5%
			計	399	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)② 教育実習の実施時期 幼稚園・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=106)		実施時期	回答数と割合 (n=106)	
1年生・4~6月	6	5.7%	2年生・4~6月	29	27.4%
1年生・7~9月	10	9.4%	2年生・7~9月	20	18.9%
1年生・10~12月	18	17.0%	2年生・10~12月	17	16.0%
1年生・1~3月	6	5.7%	2年生・1~3月	0	0.0%
			計	106	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)③ 教育実習の実施時期 幼稚園・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=293)		実施時期	回答数と割合 (n=293)	
1年生・4~6月	1	0.3%	3年生・4~6月	30	10.2%
1年生・7~9月	2	0.7%	3年生・7~9月	48	16.4%
1年生・10~12月	2	0.7%	3年生・10~12月	41	14.0%
1年生・1~3月	1	0.3%	3年生・1~3月	14	4.8%
2年生・4~6月	7	2.4%	4年生・4~6月	55	18.8%
2年生・7~9月	6	2.1%	4年生・7~9月	46	15.7%
2年生・10~12月	8	2.7%	4年生・10~12月	28	9.6%
2年生・1~3月	2	0.7%	4年生・1~3月	2	0.7%
			計	293	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)④ 教育実習の実施時期 小学校

実施時期	回答数と割合 (n=312)		実施時期	回答数と割合 (n=312)	
1年生・4~6月	1	0.3%	3年生・4~6月	27	9.0%
1年生・7~9月	2	0.6%	3年生・7~9月	77	24.7%
1年生・10~12月	0	0.0%	3年生・10~12月	58	18.6%
1年生・1~3月	0	0.0%	3年生・1~3月	6	1.9%
2年生・4~6月	4	1.3%	4年生・4~6月	50	16.0%
2年生・7~9月	5	1.6%	4年生・7~9月	44	14.1%
2年生・10~12月	4	1.3%	4年生・10~12月	31	9.9%
2年生・1~3月	0	0.0%	4年生・1~3月	2	0.6%
			計	311	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑤ 教育実習の実施時期 小学校・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=5)		実施時期	回答数と割合 (n=5)	
1年生・4~6月	0	0.0%	2年生・4~6月	3	60.0%
1年生・7~9月	0	0.0%	2年生・7~9月	0	0.0%
1年生・10~12月	0	0.0%	2年生・10~12月	2	40.0%
1年生・1~3月	0	0.0%	2年生・1~3月	0	0.0%
			計	5	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑥ 教育実習の実施時期 小学校・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=306)		実施時期	回答数と割合 (n=306)	
1年生・4~6月	1	0.3%	3年生・4~6月	27	8.8%
1年生・7~9月	2	0.7%	3年生・7~9月	77	25.2%
1年生・10~12月	0	0.0%	3年生・10~12月	58	19.0%
1年生・1~3月	0	0.0%	3年生・1~3月	6	2.0%
2年生・4~6月	1	0.3%	4年生・4~6月	50	16.3%
2年生・7~9月	5	1.6%	4年生・7~9月	44	14.4%
2年生・10~12月	2	0.7%	4年生・10~12月	31	10.1%
2年生・1~3月	0	0.0%	4年生・1~3月	2	0.7%
			計	306	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑦ 教育実習の実施時期 中学校

実施時期	回答数割合 (n=640)		実施時期	回答数割合 (n=640)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	27	4.2%
1年生・7～9月	2	0.3%	3年生・7～9月	40	6.3%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	33	5.2%
1年生・1～3月	1	0.2%	3年生・1～3月	5	0.8%
2年生・4～6月	6	0.9%	4年生・4～6月	214	33.4%
2年生・7～9月	4	0.6%	4年生・7～9月	159	24.8%
2年生・10～12月	4	0.6%	4年生・10～12月	139	21.7%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.6%
			計	640	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑧ 教育実習の実施時期 中学校・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=12)		実施時期	回答数と割合 (n=12)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	4	33.3%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	3	25.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	4	33.3%
1年生・1～3月	1	8.3%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	12	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑨ 教育実習の実施時期 中学校・4年制大学

実施時期	回答数割合 (n=628)		実施時期	回答数割合 (n=628)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	27	4.3%
1年生・7～9月	2	0.3%	3年生・7～9月	40	6.4%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	33	5.3%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	5	0.8%
2年生・4～6月	2	0.3%	4年生・4～6月	214	34.1%
2年生・7～9月	1	0.2%	4年生・7～9月	159	25.3%
2年生・10～12月	0	0.0%	4年生・10～12月	139	22.1%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.6%
			計	628	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑩ 教育実習の実施時期 高等学校・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=615)		実施時期	回答数と割合 (n=615)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	16	2.6%
1年生・7～9月	1	0.2%	3年生・7～9月	21	3.4%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	18	2.9%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	3	0.5%
2年生・4～6月	1	0.2%	4年生・4～6月	237	38.5%
2年生・7～9月	1	0.2%	4年生・7～9月	165	26.8%
2年生・10～12月	0	0.0%	4年生・10～12月	146	23.7%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.7%
			計	615	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)① 教育実習の実施時期 特別支援・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=201)		実施時期	回答数と割合 (n=201)	
1年生・4～6月	1	0.5%	3年生・4～6月	5	2.5%
1年生・7～9月	1	0.5%	3年生・7～9月	10	5.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	15	7.5%
1年生・1～3月	1	0.5%	3年生・1～3月	7	3.5%
2年生・4～6月	2	1.0%	4年生・4～6月	39	19.4%
2年生・7～9月	3	1.5%	4年生・7～9月	57	28.4%
2年生・10～12月	2	1.0%	4年生・10～12月	53	26.4%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	5	2.5%
			計	201	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)② 教育実習の実施時期 養護教諭

実施時期	回答数と割合 (n=122)		実施時期	回答数と割合 (n=122)	
1年生・4～6月	0	0.0%	3年生・4～6月	7	5.7%
1年生・7～9月	2	1.6%	3年生・7～9月	11	9.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	9	7.4%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	1	0.8%
2年生・4～6月	5	4.1%	4年生・4～6月	39	32.0%
2年生・7～9月	2	1.6%	4年生・7～9月	28	23.0%
2年生・10～12月	2	1.6%	4年生・10～12月	15	12.3%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.8%
			計	122	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)③ 教育実習の実施時期 養護教諭・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=7)		実施時期	回答数と割合 (n=7)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	4	57.1%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	2	28.6%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	1	14.3%
1年生・1～3月	0	0.0%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	7	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)④ 教育実習の実施時期 養護教諭・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=115)		実施時期	回答数と割合 (n=115)	
1年生・4～6月	0	0.0%	3年生・4～6月	7	6.1%
1年生・7～9月	2	1.7%	3年生・7～9月	11	9.6%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	9	7.8%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	1	0.9%
2年生・4～6月	1	0.9%	4年生・4～6月	39	33.9%
2年生・7～9月	0	0.0%	4年生・7～9月	28	24.4%
2年生・10～12月	1	0.9%	4年生・10～12月	15	13.0%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.9%
			計	115	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑤ 教育実習の実施時期 栄養教諭

実施時期	回答数と割合 (n=129)		実施時期	回答数と割合 (n=129)	
1年生・4～6月	1	0.8%	3年生・4～6月	2	1.6%
1年生・7～9月	1	0.8%	3年生・7～9月	4	3.1%
1年生・10～12月	1	0.8%	3年生・10～12月	5	3.9%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	0	0.0%
2年生・4～6月	3	2.3%	4年生・4～6月	48	37.2%
2年生・7～9月	10	7.8%	4年生・7～9月	26	20.2%
2年生・10～12月	7	5.4%	4年生・10～12月	20	15.5%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.8%
			計	129	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑥ 教育実習の実施時期 栄養教諭・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=16)		実施時期	回答数と割合 (n=16)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	1	6.3%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	9	56.3%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	6	37.5%
1年生・1～3月	0	0.0%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	16	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑦ 教育実習の実施時期 栄養教諭・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=113)		実施時期	回答数と割合 (n=113)	
1年生・4~6月	1	0.9%	3年生・4~6月	2	1.8%
1年生・7~9月	1	0.9%	3年生・7~9月	4	3.5%
1年生・10~12月	1	0.9%	3年生・10~12月	5	4.4%
1年生・1~3月	0	0.0%	3年生・1~3月	0	0.0%
2年生・4~6月	2	1.8%	4年生・4~6月	48	42.5%
2年生・7~9月	1	0.9%	4年生・7~9月	26	23.0%
2年生・10~12月	1	0.9%	4年生・10~12月	20	17.7%
2年生・1~3月	0	0.0%	4年生・1~3月	1	0.9%
			計	113	100.0%

(複数回答あり)

## 令和4年度の学校体験活動の実績

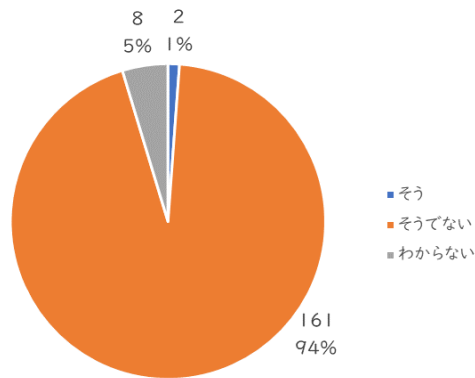
質問文：

令和4年度の実績として、学校体験活動を教育実習に含めて実施した。

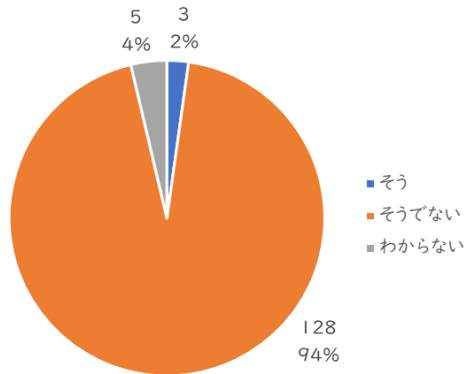
[選択肢] そう・そうでない・わからない

<結果の概要>

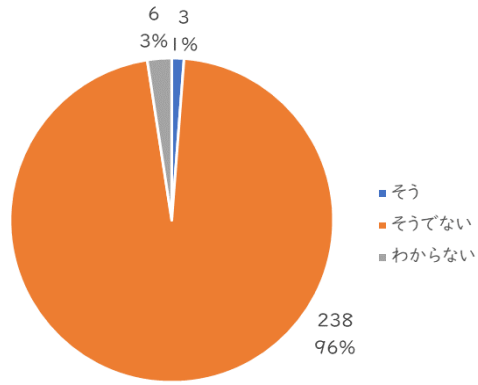
令和4年度の学校体験活動の実績は、各校園種とも1~2%と、ほとんどありませんでした。



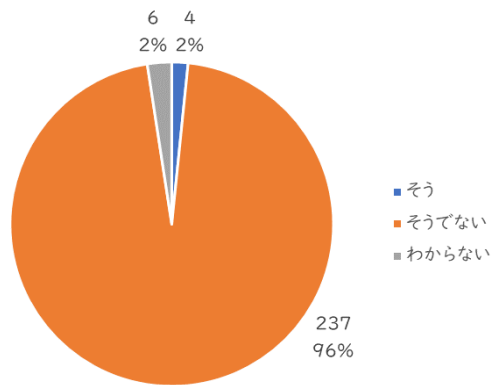
図表【1】(9)① 令和4年度の実績 幼稚園



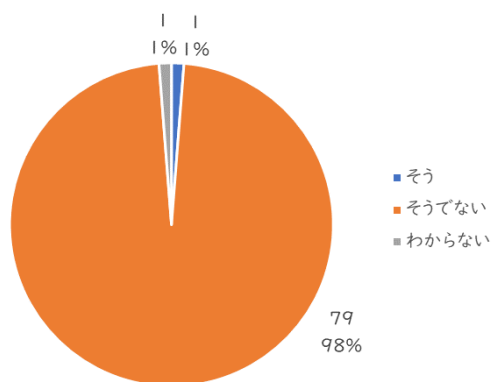
図表【1】(9)② 令和4年度の実績 小学校



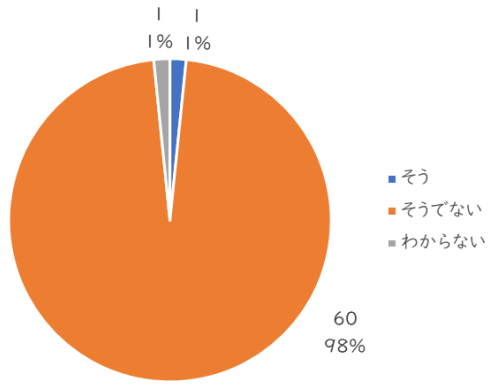
図表【1】(9)③ 令和4年度の実績 中学校



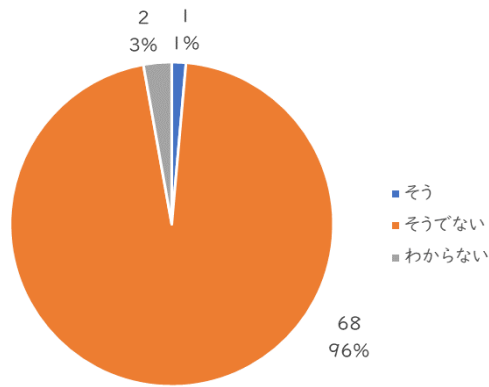
図表【1】(9)④ 令和4年度の実績 高等学校



図表【1】(9)⑤ 令和4年度の実績 特別支援



図表【1】(9)⑥ 令和4年度の実績 養護教諭



図表【1】(9)⑦ 令和4年度の実績 栄養教諭

## 令和4年度の学校体験活動の日数

質問文：

(令和4年度の実績として、学校体験活動を教育実習に含めて実施した場合)  
令和4年度実績において、教育実習に含めた学校体験活動は何日でしたか。

<結果の概要>

回答数そのものは少数ですが、その中で、1～2日から20日と、活動日数に幅がありました。

図表【1】(10)① 令和4年度の学校体験活動の日数 幼稚園

日数など	回答数と割合 (n=4)	
1日以上	1	25.0%
3日	1	25.0%
5日	1	25.0%
8日	1	25.0%
計	4	100.0%

図表【1】(10)② 令和4年度の学校体験活動の日数 小学校

日数など	回答数と割合 (n=3)	
1日～2日	1	33.3%
5日	1	33.3%
20日	1	33.3%
計	3	100.0%

図表【1】(10)③ 令和4年度の学校体験活動の日数 中学校

日数など	回答数と割合 (n=5)	
1日～2日	1	20.0%
30時間以上	1	20.0%
5日	1	20.0%
20日	1	20.0%
その他	1	20.0%
計	5	100.0%

図表【1】(10)④ 令和4年度の学校体験活動の日数 高等学校

日数など	回答数と割合 (n=6)	
1日	1	16.7%
1日~2日	1	16.7%
30時間以上	1	16.7%
14日	1	16.7%
20日	1	16.7%
その他	1	16.7%
計	6	100.0%

図表【1】(10)⑤ 令和4年度の学校体験活動の日数 特別支援

日数など	回答数と割合 (n=1)	
7日	1	100.0%
計	1	100.0%

図表【1】(10)⑥ 令和4年度の学校体験活動の日数 養護教諭

日数など	回答数と割合 (n=1)	
2日	1	100.0%
計	1	100.0%

図表【1】(10)⑦ 令和4年度の学校体験活動の日数 栄養教諭

日数など	回答数と割合 (n=2)	
21時数程度	1	50.0%
10日	1	50.0%
計	2	100.0%